

平成二十九年六月九日受領
答弁第三四七号

内閣衆質一九三第三四七号

平成二十九年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出トマス・オヘア・キンタナ国連北朝鮮人權状況特別報告者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出トマス・オヘア・キンタナ国連北朝鮮人権状況特別報告者に関する質問
に対する答弁書

政府としては、国際連合人権理事会がその決議に基づき設置した特別報告者（以下「特別報告者」という。）との有意義かつ建設的な対話を実現し、特別報告者による報告が客観的で正確な情報に基づき、正しい理解の下になされるよう、特別報告者に全面的に協力しているところである。